

同一労働同一賃金

## 待遇及び賃金につきまして

2020年4月1日、派遣社員の同一労働同一賃金の実現に向けて、改正労働者派遣法が施行されました。労働者派遣法は、同一企業・団体における同一の業務を行ういわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との間の不合理的な待遇差を解消していくものです。派遣元事業主は「派遣先均等・均衡方式」「労使協定方式」のいずれかを選択して対応を講ずることが義務づけられ、株式会社サンテクノスは「労使協定方式」を選択しました。

労使協定有効期間      2026年3月31日まで

労働者の範囲              派遣先での業務に従事する従業員

以 上

株式会社サンテクノス